

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 1

開催日及び場所	平成28年6月15日(水) 本社会議室	
委員	角田 茂(学校法人参事) 西谷隆亘(大学名誉教授) 中村好男(大学教授) 篠原焔夫(弁護士) 栗田 誠(大学院教授)	
審査対象期間	平成28年1月1日～平成28年3月31日	
抽出案件	総件数 5 件	(備考)
工事	一般競争	1 件
	公募型指名競争入札	0 件
	通常指名競争入札	1 件
	随意契約	0 件
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	1 件
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件
	標準プロポーザル	0 件
	一般競争	1 件
	通常指名競争	0 件
	随意契約(競争性のある)	0 件
	随意契約(特命随意契約)	0 件
	補償契約	1 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	1. 一般競争入札(工事)	
	【両筑二期福田幹支線水路雨池余水吐外改築工事】	
	・業者の入札価格が大きく違っていることの理由を把握しているか。	・各業者の内訳書によると、一般管理費等や資材コストの差などの理由によります。
	・今回の落札者は、「品質管理、安全管理に対する紙面注意、口頭注意」の項目がマイナス2ポイントになっているが、低入札調査に当たって何か考慮されたのか。	・平成26年度の工事についてのことですが、過去に実施した他の工事の履行状況を見ても、工事成績等も良好であることから支障はないと判断をしております。
	・低入札価格調査の調書等に、「過去、工事に関係した書面注意等を受けことがあるが、工事成績が良好で支障がないと判断した」等、少しでも記載されていた方がいいのでは。	・今後その様な点を踏まえて調査を実施していくとともに、書面にも残したいと思います。
・資料にある総合評価点整理表と技術点評価調書など、業者名の並びが異なっているが、何か理由があって変えているのか。	・審議段階では業者名をマスキングし、選定の際、職員がどこの業者がわからないよう並び替えを行っております。	

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 2

<p>・低入札調査資料の6-28 ページに、「最低入札金額が調査基準価格を下回ったため」などの記載があるが、ここは「最高評価を得たものの入札金額が」などの記載が正確ではないか。</p>	<p>・総合評価の場合は評価点で判しますので、ご指摘のとおり修正いたします。</p>
<p>・13 ページの技術点評価調書を見ると、ある業者は企業の技術力が11と高くなっているが、企業の信頼性・社会性や周辺環境保全、安全管理は全てゼロになっている。企業の技術力はかなり高いのに何でゼロなのか。</p>	<p>・企業の技術力については、提出された資料に基づき、それぞれ配点しております。簡易的な施工計画については、安全管理等の提案が現地に沿ったものや効果が発現されるものを技術的に評価し配点しており、この業者の提案は、機構が考えている現地の標準案と差がないことからゼロとしております。また、企業の信頼性、社会性については、近隣工事の過去の実施の有無を、地域貢献度の点については、公共団体との災害協定の締結の有無を評価しており、過去に実績がなかったことからゼロという配点になっております。</p>
<p>2. 通常指名競争入札（工事）</p>	
<p>【大規模地震対策宗岡副水路堤外部工事】</p>	
<p>・1回目の入札が電子入札対応者のみということで、結果として応札者がいないが、機構において、一般競争入札は全て電子入札にて行うということか。</p>	<p>・電子入札を平成26年の秋から導入し2年が経過していることもあり、原則電子入札によることとしております。まだ電子入札に対応できていない業者があることは承知しておりますが、多くの自治体も電子入札を導入してきていることや、現場事務所も業者に対し指導していることから、機構の電子入札に対応できる業者も大分増えております。</p>
<p>・地震対策という点について、どれくらいの地震の震度に耐えられる工事なのか。</p>	<p>・地震の震度6強、L2地震動でも耐えられるようになっております。</p>
<p>・震度6強に対応するような耐震設計をするのならば、今はど</p>	<p>・昭和30年代の施設ですので当時の基準を今の基準に簡易的</p>

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 3

	<p>れぐらいの耐震性があるのか。</p>	<p>に当てはめると、震度5ぐらいまではもつというのが今のものです。L2と言っているのが震度6強から震度7ということですので。</p>
	<p>・今回の工事対象範囲は、90メートルのボックスカルバート(堤外部全体延長の一部)と400メートルの橋梁(管理用連絡橋)であるが、工事期間512日の妥当性をご説明いただきたい。</p>	<p>・荒川の非出水期は11月1日から翌年の5月31日までであり、この6カ月間で施工できる範囲としてこの90メートルを選定しております。この期間に実際施工するに当たっては、矢板を打ち水路(ボックスカルバート)を設置することになりますが、それを工場製作する期間が必要であり、工事完了後は後片づけや書類の整理等の必要期間を踏まえると、我々が設定した現在の工事期間が必要と判断したところです。</p>
	<p>・簡易型の総合評価方式で応札者がなかったことから指名競争入札に移行しているが、総合評価方式を当初採用したのは、技術的な面での評価が重要だからと思われるが、指名競争入札に当たっても技術的な評価が必要ではないか。</p>	<p>・指名競争に移行し業者を選定する際には、過去に同種や類似工事の施工実績があるなど、ある程度の規模及び実績がある会社を選定しており、その様な懸念は解消できるのではないかといいことで進めております。</p>
	<p>・機構の施設で、今後地震対策が必要なものが全国的に出てくると思われるが、震度6強に耐え得るように補強を実施するなどの全体的な方針はあるか。</p>	<p>・現在機構内で、まずは耐震性の有無の照査を全施設を対象にやっており、その結果を踏まえ、必要な施設について所要の耐震対策を実施することになります。直下型やプレート型など考え得る一番厳しい条件のもので照査を行い、それに基づいて対策をするという対応を行っており、施設の重要性や施設が停止した場合の影響が大きいところから重点的な対策を段階的に行っていくという状況です。</p>

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 4

3. 簡易公募型プロポーザル（土木関係コンサルタント業務）	
【中部支社管内気象情報提供業務】	
<p>・レーダーエコーを使ってダムでは情報収集を行っていると思うが、それをうまく使ったらいのではないか。地形などはレーダーエコーに表れて、地形も含んだ降雨分布が得られる環境であることから、面的な形で雨量予測ができれば、流入量についても面的な流出計算でできると思われるが。</p>	<p>・正確な雨量情報や予測のための情報データを必要としており、現在の気象観測技術はかなり正確になって来ております。各ダムはノウハウ持っていますので、流出予測については雨量予測データを用いて各ダムが実施しておりますが、雨量予測については、気象業務法に基づいた気象庁長官の許可などが必要となっております。また、実態的な話としては、レーダー雨量のデータはその時点時点のデータであることから、その先の予測のデータがない場合、その先の予測のやり方としてはせいぜい2、3時間先が限界で、トレンドを見るということで、それより先になると、気象学的なモデルに基づく予測が必要となります。以上のことから、今回の業務を委託しております。</p>
<p>・予定価格の設定について、業者側の歩掛りまたは単価に基づいて算出とあるが、これについてチェックすることは制度的にできるのか。それとも既に実施しているのか。</p>	<p>・気象情報業務自体は初めて実施したものではなく、過去にも機構で発注している業務がありますので、その実績等を用いて積み上げするなどして算出しております。過去の類似実績に合わせ、特記仕様書の各項目が網羅されているかなどトータル額としてさほど差異がないかという点でチェックしております。</p>
<p>・8-20 及び 21 ページに評価テーマが1～4まであるが、1と2は技術点について適格性8点、実現性16点ということでそれぞれ同じ点数が配点されているが、評価テーマ3は台風等の気象情報の提供内容となっており、それなりにウエートが必要と思われるが評価点は2点と4点となっている。評価テーマ</p>	<p>・評価テーマ3の台風性の降雨はあらかじめ予測時間があることから、基本的に最悪を想定して準備をします。台風性の降雨より前線性など不規則な降雨の予測の精度をいかに上げるかがこの業務の重要な点であることから配点を高くしております。なお、台風性の降雨も何時間前にどのくらいの降雨が見込まれ</p>

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 5

	<p>3の点数が低い理由は何か。</p>	<p>という点では重要ですので、価テーマ3として設定しておます。</p>
	<p>・評価テーマ4は講習会の実施内容となっており、8-21ページの内容を見ると、他の評価テーマ1～3と大体似たような点をチェックすることになっている。この講習会の実施というのは、例えば継続教育でCPDというのがあるが、例えばそのポイント数など、具体的な実施の成果が点数として反映したほうがいいと思うが、その点どうか。</p>	<p>・評価テーマの4については、ご指摘のとおり定性的な評価しか行っておりません。梅雨時期前に解説会を設定するなどスケジュールの提案があったところには加点しておりますが、基本的にその内容でこういった高度なものをやるかとか、そういったCPDの話は入っておりませんので、今後検討させていただきたいと思います。</p>
<p>4. 一般競争入札（土木関係コンサルタント業務）</p>		
<p>【池田総管管理資料整理等業務】</p>		
	<p>・27年度はどこが受注されているのか。</p>	<p>・27年度も今回と同じ業者です。</p>
	<p>・業務内容は、前年と比較して増減はあるのか。</p>	<p>・同じ内容となっております。</p>
	<p>・平成26年度の請負額は3,240万円だが、27年度は幾らなのか。</p>	<p>・27年度は3,880万円です。我々が設定した予定金額は、26年から約4,800万、4,900万、今年が約5,600万となっております。総合評価による入札により請負額のことは一概には言えませんが、落札率は26年度から67%、79%、97%とだんだん上がっている状況です。</p>
	<p>・予定価格の設定が適切かという問題があるように思うが、従来の落札価格は予定価格を設定する際の参考にしないのか。</p>	<p>・積み上げで積算していることから、それはやっております。</p>
	<p>・予定価格を変えなければ、実質的に一つの業者しか応札しない場合、入札価格を少しずつ高くしていく行動をとるとするのは当然である。</p>	<p>・今年は一者応札となりましたが、過去2年は2社による複数社の応札がありました。業者は入札結果が公表されるまで他の応札社の有無は不明ですので、ご指摘された内容については答えようがありません。</p>

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 6

<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低かった過去2年、何か成果に不都合があったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務成績は悪くはなく、どちらかという平均より上といえます。
<ul style="list-style-type: none"> ・業務が実質的に変わっていないにもかかわらず、落札額が急激に上がっているというのは極めておかしいのではないか。機構として単価を含めて予定価格を見直すことはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算については所定の単価があり、業務に応じた価格で設計をしなければならないというのは共通のルールだと思っております。今回は一者応札ということで、この様な価格になっておりますが、極力入札に参加していただけるよう努力することにより、適正な入札に努めたいと思っております。今は価格が低過ぎても低入札ということになり、必ずしも価格が低ければいいということでもありませんので、両方の面を見ながら対処していきたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の業務の様なデータ整理のみであるならば、スキルが向上するとその効率が全然違うので安くなるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各社が合理化すれば当然安くできるということも想像できます。またその中で経験を積んで安くなることも当然あり得ると思いますが、実際はこの様な入札金額になっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・この業務もこれから先ずっと契約発注していくのであれば、複数年契約を検討し学習効果を見越した予定価格の設定をするということもあり得るのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、複数年契約等を含め検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算について検討する余地があれば検討し、また契約については、複数年契約の検討や一者入札による高落札受注を防ぐため、なるべく複数の社が参加できるよう検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、検討してまいります。
5. 補償契約	
【水没用地土地代金及びその他補償金】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地上権設定補償とはどういう意味か。現在地上権を設定している人に対しての補償金か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に設定する場合の地上権設定のことです。

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

No. 7

	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が新規で地上権を設定するという意味か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に設定するものと、既に地上権設定してあるものの期限が到来するものについて、再設定を行っているものもあります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得と地上権設定の分け方は、どういう考えに基づいているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得する場合は、主に土地の形状変更を伴う場合で、例えば水没させるとかダムを建設する場合です。地上権の設定は、主にパイプラインなど地下に工作物を設定する場合で、地表側は利用できることからいわゆる過重制限という条件を設定して、地上権の設定となります。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	・なし

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2番地2

ランド・アクセス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 杉浦 正人 (内線 2331)